

<医療費控除を受けましょう！>

医療費控除の書類提出が簡略化されました

「医療費の領収書」の提示・提出が不要に！

—領収書は5年間保存する必要があります—

医療費控除の変更点

- (1) 「領収書」の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の提出が必要になりました
- (2) 「医療費通知」も利用できるようになりました
- (3) セルフメディケーション税制（スイッチ OTC 医薬品の医療費控除の特例）と選択制に

(1) 「医療費控除に関する明細書」の提出

これまで医療費控除の申告では、医療費の「領収書」を確定申告書と一緒に提出していましたが、2017年(平成29年)分の確定申告から、「領収書の提出」に替えて、「医療費控除の明細書」を確定申告書と一緒に提出することになりました。

「じゃあ、領収書は、明細書を出せば捨ててもいいよね？」となりそうですが、捨てないでください。5年間保存しておく必要があります。

(2) 「医療費通知」の利用

「医療費通知」は、「健康保険組合」「協会けんぽ」などの医療保険者が発行する通知書で、一定期間の間に利用した医療費の明細が記載されています。保険者により「医療費のお知らせ」など名称はバラバラです。

これまでの医療費控除では「領収書」を提出するのが原則だったため、利用できませんでしたが、2017年分からは、医療費通知を利用することになりました。健康保険組合などから「医療費のお知らせ」といった書類が届いたら、医療費控除で利用できるので保管してください。

申告時に確定申告書と一緒に提出する必要があります。

「医療費控除の明細書」に記載方法の説明がありますが（添付資料1参照）、「医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。」とあるので、結局は領収書と見比べる必要があります。

(3) 「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は選択制

通常の医療費控除は医療費の合計が10万円を超えた場合に対象になりますが、「セルフメディケーション税制」は、きちんと健康診断などを受けている人が、対象となっている市販薬を年間で12,000円を超えて購入した際に所得控除を受けることができる制度です。（政策ニュース第2017-07号掲載）

「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は選択適用のため、重複して適用することはできません。どちらの控除を受けるかは申告する時に自ら選択する必要があります。

★「医療費控除の明細書と記載要綱」は添付の資料1で確認してください。

★国税庁・確定申告特集ページ：重要なお知らせ「医療費控除が変わります」

⇒ <https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/info-iryouhikoujo.htm>

（「医療費控除の明細書」と「セルフメディケーション税制の明細書」の記載例もあります）

<医療費控除を受けましょう！>

— 2月15日前でも申告できます—

2017年の医療費はどのくらいかかりましたか？1年間に支払った医療費が10万円を超えると、その超えた分が医療費控除の対象になり、申告すれば、税金が還付されます。また今年から、12,000円を超えた場合も、医療費控除の特例が適用になります（セルフメディケーション税制）。

また、医療費控除の申告をすることにより、

次の年の住民税や保育料が安くなる場合があります。

2017年分の所得税の確定申告は2月15日から始まりますが、医療費控除のような還付金の申告は、1月1日から受け付けています。また、電子証明書の取得等事前準備が必要になりますが、インターネット（e-Tax）を利用して申告もできます。

○2017年分の病院・診療所・調剤薬局・薬局の領収書と源泉徴収票が必要

医療費控除は世帯単位でできる。

1人分では10万円を超えていなくても、夫婦・親子等（扶養家族でなくてもOK）で合算して10万円を超えていれば、医療費控除を受けることができます。

例) 年間に支払った医療費が200,000円の場合、 $200,000 - 100,000 = 100,000$ 円が医療費控除の対象になります。（注意！100,000円が還付されるわけではありません。）

申告は収入の多い人が行うほうが有利

○申告書をもらいに税務署へ。（インターネットから申告書をダウンロードすることもできます）
インターネットで申告する場合は電子証明書の取得等事前準備が必要です。
（e-Taxホームページ参照 <http://www.e-tax.nta.go.jp/>）

○申告書に記入

- ①集めた領収書を基に、病院や調剤薬局ごとに集計します。
- ②申告書に添付してある「給与所得者の医療費控除記載例」を参考に必要事項を記入します。

○住所地を管轄する税務署へ申告書を提出

申告書は、直接税務署に持参・郵送してください。住所を管轄する税務署がわからない場合は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>）で検索できます。

- ☆ 2017年より前の医療費控除の申告を忘れていても、5年前までさかのぼって申告することができます。
- ☆ 医療費10万円以下でも、医療費控除が受けられる場合があります。10万円以外にも基準があり、「その年の総所得金額等が200万円未満の場合は、総所得金額等の5%を超えた金額が医療費控除の金額」となります。興味のある方は、以下のページへ

<http://wol.nikkeibp.co.jp/atcl/column/15/032200063/022100045/>（日経ウーマン Online）